慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	寺内内閣期における原・政友会の戦略：解散・総選挙を中心に
Sub Title	The strategy of Seiyūkai during the Terauchi Cabinet : with the focus on the dissolution of the Lower House and the 13th General Elections
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori) 玉井, 清(Tamai, Kiyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.4 (1988. 4) ,p.1- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880428-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

寺内内閣期における原・政友会の戦略

——解散・総選挙を中心に——

中村勝範
玉井清

序　章
第一章　好意的中立戦略を支えた原の政局観(I)
——寺内内閣支持回避の理由——
第二章　好意的中立戦略を支えた原の政局観(II)
——寺内内閣不支持回避の理由——
第三章　解散に向けての好意的中立戦略の展開
第四章　総選挙に向けての好意的中立戦略の展開
結　語

序　章

原敬を総裁とする立憲政友会(以下、政友会と省略する)は、寺内内閣時代を転機として逆境の時代から全盛の時代を

表（1） 政友会創立以来の総選挙における戦績

	選挙実施内閣	第1党		第2党		定員
第7回総選挙	第1次 桂内閣	立憲政友会	191	憲政本党	95	376
第8回総選挙	〃	〃	175	憲政本党	85	376
第9回総選挙	〃	〃	133	憲政本党	90	379
第10回総選挙	第1次西園寺内閣	〃	188	憲政本党	70	379
第11回総選挙	第2次 〃	〃	209	立憲国民党	95.	381
第12回総選挙	大 隈 内 閣	立憲同志会	153	立憲政友会	108	381

遠山茂樹・安達淑子『近代日本政治史必携』(1961 岩波書店）より作成。

迎える。すなわち、寺内内閣以前の大隈内閣期の政友会は、野党の地位にあり原が総裁就任後初めて迎えた第十二回総選挙において表（1）に示す如く創立以来維持してきた衆議院第一党の座を立憲同志会に奪われた。これに対し、寺内内閣倒閣後の政友会は、政権政党となる。

寺内内閣期における政友会は、衆議院第二党で野党に甘んじた逆境を克服し政権政党へと飛躍するための準備時代と位置づけられる。この期において政権獲得の一定の戦略をたてたのが原敬であった。(1) ちなみに原は、西園寺公望との会談において、寺内大命降下の場合、政友会がとるべき基本姿勢を次のように語っていた。

「即ち寺内大命を拝せば、先達の主張に依れば政党各派に相談助力を求むべきも、同志会は行掛上寺内内閣に入閣する者もなき筈なれば、政友会にても入閣せしむること能はず、但し党内には色々の希望者もあり入閣せざる迄も参政官などの希望者もあらん、面倒至極なれども聯合せずして援助する方得策なり、元来彼を援助して共倒れになるも不可なれば去りとて反対も不可なり、彼等は別段の連絡もなけれども政友会を味方と思ひ居るならん、故に寺内内閣に処する政友会の方針は如何にも面倒なれども、兎に角巧妙なる政策を取らば我党の不利益とはならざるべし」（傍点筆者）。(2)

この会談における原の発言を参考にしつつ、彼が考える寺内内閣期における政友会の対政府基本姿勢をまとめるならば、大略、次のようになる。

第一に、政友会は寺内内閣への入閣等を一切排し、政府与党や政府支持の立場を標榜しない。第二に、政友会は寺内内閣に明確な反対姿勢を示すこともしない。

これら二原則を踏まえ、寺内内閣には中立の立場を表面上とりながらも、裏面においては援助を与える等して好意的関係を保ち、政友会に有利な施策を政府から引き出す。以上が、政友会の寺内内閣に対する基本姿勢である。これを本稿では好意的中立戦略と呼ぶことにする。

原は、面倒至極と自認しながらも敢えてこうした旗幟不鮮明な好意的中立戦略を選択したが、その選択は、政権を目指す党首の自党を取り巻く政局へのしたたかな計算と展望に基づき行なわれたものであった。したがって、本稿は、まず、この好意的中立戦略を支えた原の政局観を明らかにした上で、この戦略が政友会をして衆議院第一党の座奪還過程の中で、いかに展開されていったかを具体的に検証するものである。(3)

(1) 本論においても触れる如く、この政友会の戦略の立案及び展開は、総裁・原のリーダーシップの下で行なわれたとみることができる。よって標題を「原・政友会の戦略」とした。

(2) 『原敬日記』、大正五年十月一日の条。なお、本論文においては、昭和二六年発行の乾元社版を用いた。

(3) 寺内内閣期における政友会の戦略に論及したものとして高橋秀直「寺内内閣期の政治体制」(『史林』、一九八四年七月、第六七巻第四号)があるが、同論文の重点は、総選挙後の政局におかれており、本稿が対象とする時期の考察は詳細とはいえない。大命降下から総選挙までは期間としては短いが、寺内内閣期における政友会の戦略を考える場合、その基本が確定した重要な時期と考える。また、政友会にとり衆議院第一党の座の奪還は、政府に対する影響力の拡大という点でも、重要な課題であった。

第一章　好意的中立戦略を支えた原の政局観（I）

――寺内内閣支持回避の理由――

本章は、原が政友会をして政府与党になることや政府支持を不明確にした理由について考察する。そもそも、原は、寺内内閣の内相となる後藤新平と会談した際、政友会が中立の立場をとるのは、党の体面を維持するため、としてい

た。[1] 原のいう党の体面が、寺内内閣に対する世評の動向と密接な関連を有することはいうまでもない。すなわち、寺内内閣は、首班の寺内が長州及び軍部出身という経歴をもち、政党からの入閣者もない超然内閣であった。大正デモクラシーの時代において、こうした寺内内閣には批判が予想された。事実、大命降下後の寺内個人には、黴の生えかかれる旧式の官僚政治家、武断政治家の標本等[2]との批判がなされた。また、寺内は長州藩閥の経歴ゆえに首相候補になりえたが、逆にそれが広く好意を以て迎えられぬ原因となり憲政逆戻りの感を世人の胸より除き難し[3]、と評する者もいた。さらに寺内内閣に対しても、反国民的、反動的武断的の長派官僚内閣[4]との批判が投げかけられ、その出現は恰もコレラの発生と同じく政治的保健の欠陥がもたらしたものと[5]、酷評されさえした。

寺内内閣成立当初の原は、こうした政府批判の声は大隈内閣失政直後ゆえ予想したほど高揚していないと観察しつつも、これを警戒した[6]。原の警戒は、政友会東北大会における彼の演説の次の一節からうかがうことができる。すなわち、世間には浮薄軽佻な議論が多い。此議論が瀰漫すれば国民も欺かれないといえぬ。それはどういう事であるかというと、近頃弗々新聞等に見る憲政擁護とか排閥運動、元老排斥などであります、とした[7]。また、原は、寺内内閣・の法制局長官有松英義に解散が急務であることを説いた際、その理由として解散が遅れれば憲政会の人心煽動が現政府を窮地に陥らせるため、とした[8]。この憲政会の人心煽動も、閥族打破、憲政擁護を錦の御旗とする政府批判、倒閣運動を意味した。事実、憲政会幹部は、寺内内閣成立当初、政友会同様現政権批判に慎重であったが[9]、幹部以下の党員は、各地方において閥族内閣反対の決議文を可決し気勢を上げていた[10]。

大正時代を迎え、第一次護憲運動の経験に照らしてみる時、閥族打破や憲政擁護をスローガンとするこうした政府批判の声がいかなる展開を見せるか予断は許さず、原の警戒もここにあった。仮に、政友会が寺内内閣の与党となり政府支持を明確にしながら同内閣が憲政擁護運動の前に倒れた場合、政友会は非立憲・閥族擁護の汚名を着せられたままの共倒れの危険があった。このことは、寺内内閣と政党との関係を論じた新聞の社説が、超然主義を標榜し政党

を無視する寺内内閣に好意を表する政党があるとするなら、その政党は公党にあらずして長閥の私党であり、憲政有終の美は愚か憲政の破壊者と目される、とした一節からも充分予想された。[11] さらに、汚名を着ての共倒れの危険は、寺内内閣が憲政擁護運動でなく何らかの失政により倒れた場合もまた同様で、原は山本内閣倒閣の際の苦い経験からこれを実感していた。[12] つまり、山本内閣がシーメンス事件を引き金に倒れた際、与党・政友会は、薩閥との野合という汚名を受けて共倒れ、[13] 世間の不評を買うことになった。[14] 原は政友会が山本内閣と連携して共倒れになったように今回もまた、閥族の私党という汚名を受けたまま共倒れになることを警戒した。そもそも原は、一般の観測同様、[15] 寺内内閣が長期政権になるとは予想していなかった。このことは、例えば、大命降下直後の寺内に対して原が、内閣退陣の時期を誤まらぬようにと早々に忠告していることからもうかがえる。[16] したがって、原は、長閥の私党という汚名を受けてまで短命と予想される寺内内閣を支持する姿勢を政友会が明確にすることは、政権政党を目指す同党の将来にとり得策でないと判断したと考えられる。

さらに、原が寺内内閣支持を明確に標榜しえなかった理由として、政友会の党内事情もある。原は寺内と会談した際、政友会が政府支持でなく中立の姿勢をとるのも、党内を考慮してのこととし、寺内の理解を求めていた。[17] 原は、政府支持の立場を明確にすることにより党内硬派の反発を招き、党内に収拾困難な動揺が生じることは避けたかったのである。そもそも、政友会が寺内内閣に中立の姿勢をとることに対してさえ、党内硬派の不満は存在した。例えば、原の『日記』には、政友会の対政府中立姿勢を決定した同党幹部会の席上、床次竹二郎が超然内閣反対の趣旨を述べたことが記されているし、[18] 翌日開かれた協議員会の席上でも、松田源治が超然内閣、官僚内閣に絶対に反対であり、寺内内閣に対しては施政の善悪如何に拘らず立憲の大義に基き真向より反対して然るべきものと信ずと演説したと、新聞紙上で報じられていた。[19] さらに、こうした不満は、党中央だけでなく地方組織の中にも存在したと考えられる。例えば、先述した政友会東北大会終了後、宮城県選出の政友会代議士菅原伝が、原の同大会出席を謝する書簡の中で、

非常に婉曲な表現ながらも、地方組織及び党員の中に党の態度に異見をもつものが存し、さらにこうした党員の心理状態を充分洞察しておく必要があることを指摘していた。[20]

こうした党内の不満は、憲政会と異なり原の指導力と党の統制により政友会の場合、それほど顕在化することはなかった。しかしながら、原の指導力を背景とする党の統制も、政友会が政府支持の姿勢を明確にした場合に、より大きな党内の動揺が生じないという保障はなかった。先述した如く、原は後藤と会談した際、政友会が政府に中立の立場をとるのは、党の体面を保つためとしていたが、党の体面は、党外に対してだけでなく党内に対しても保つ必要があったのである。

以上の理由から、原は政友会をして政府支持の姿勢を明確にせず、政府とは一定の距離を保つことに注意した。原のこうした慎重な姿勢は、例えば、彼が水野錬太郎の内務次官就任に消極的であったことにも見い出すことができる。本来、明治憲法下、地方行政の統轄官庁であった内務省の次官の職に、政友会会員であり原内相時に次官を務めた経歴をもつ水野が就任することは、同党の利益になる。しかし、原は、この水野の内務次官就任には、政友会と現内閣との関係も如何に成り往くか不明なれば、差向は見合わす方当人の為めに得策ならん、として消極的であった。[21] それにもかかわらず水野が内務次官就任を希望するのならば、政友会とは無関係の立場で、さらに原が不賛成であるとした上で就任すべきである、とした。[22] 結局、水野は、政友会を退会して内務次官に就任した。[23] このように、原が、水野の内務次官就任に消極的であり、就任する場合は政友会と無関係な立場での就任を要求したところに、政府と政友会とに一定の距離を保たせようとする原の慎重な姿勢を見い出すことができる。

また、原のこうした慎重な姿勢は、後述する総選挙において、彼が政府からの選挙資金援助を再々拒否していた点にもうかがうことができる。まず、原は、政府が政友会候補者に党本部を通じず選挙資金を与えぬよう政府に忠告し、やむをえぬ事情から援助した時は、その旨を報告するよう政府に要求している。[24] 政府による政友会議員の懐柔を警戒

したのであった。[25] さらに原は、政府から再々打診があった党に対する選挙資金援助も拒否していた。[26] このように原がいかなるレベルにおいても政府の選挙資金援助を拒否したことは、彼が政友会の対政府関係が金銭の援助を受けるほど親密になることを希望していなかったことを示す。こうした政府の選挙資金援助への対応をみても、政府と政友会との間に一定の距離を保とうとする原の慎重な姿勢を見い出すことができる。

以上が、原が政友会をして対政府支持を明確に標榜しなかった理由と、原のかかる慎重な姿勢の例証である。

(1) 『原敬日記』、大正五年十月六日の条。
(2) 「推薦せられたる寺内伯」(『東京日日新聞』、大正五年十月六日付)。
(3) 「不愉快なる政治戦」(『日本及日本人』、第六九一号、大正五年十月十五日〈三宅雪嶺『小紙庫』、大正七年五月六日、耕文堂、二一六頁〉に三宅の評論として所収)。
(4) 「新内閣成る」(『大阪朝日新聞』、大正五年十月十日付)、「驚くべき寺内内閣」(『大阪毎日新聞』、大正五年十月十日付)。なお、周知の如く、『大阪朝日新聞』は寺内内閣批判の急先鋒であり、例えば寺内も総選挙当日の日記に「大阪朝日ノ新聞論調大ニ政府ノ政策ヲ妨害セルヲ覚フ、良果ヲ得ルヤ否ヤを疑フ」と記していた(山本四郎編『寺内正毅日記』〈昭和五五年十二月、京都女子大学〉七四一～二頁)。
(5) 「寺内内閣と国民の政治思想」(『大阪朝日新聞』、大正五年十月九日付)。
(6) 『原敬日記』、大正五年十月八日の条。また、後藤も同様の観測をしていた(後藤新平手記「昨今の政況」〈鶴見祐輔『後藤新平・第三巻』、一九六六年、勁草書房〉七一八～九頁)。
(7) 「大隈内閣更迭に付いて」(原敬全集刊行会編『原敬全集・下巻』、昭和四年、昭和四四年原書房複刻)八二八頁。
(8) 『原敬日記』、大正五年十一月二四日の条。
(9) 寺内内閣期の憲政会の動向に関しては、北岡伸一「政党政治確立過程における立憲同志会・憲政会(下)」(『立教法学』、一九八五、第二五号、二三一～二三六頁)を参照のこと。
(10) 『東京朝日新聞』(大正五年十月十三日付)記事によれば、憲政会の東海十一州会、関西会、北陸会、関東会、九州会の諸会が同月十一日に現内閣反対の決議を可決していた。
(11) 「新内閣と諸政党」(『東京朝日新聞』、大正五年十月九日付)。

(12) 『原敬日記』、大正七年七月四日の条。
(13) 浮田和民は、大隈内閣下の総選挙における政友会の敗北原因の一つを、政友会と薩閥との野合及び共倒れの後遺症とした（浮田「政友会没落の原因」〈『太陽』、大正四年五月号、第二一巻第五号〉一五頁）。
(14) 岡崎邦輔は後年「山本内閣はシーメンス事件と言ふ、妙な問題で倒れたが、政友会は縁もゆかりもないこの事件の捲添を喰って、一世の非難を浴び、おまけに護憲運動の竹篦返しを受けた」と回想する（岡崎『憲政回顧録』〈昭和十年十一月三十日、福岡日日新聞社東京連絡部〉一五四頁）。
(15) 例えば、高橋義雄『万象録妙』（大正五年十月四日の条〈国立国会図書館憲政資料室蔵〉）を参照のこと。
(16) 『原敬日記』、大正五年十月八日の条。
(17) 同右。
(18) 同右。また床次は、政友会東北大会の懇親会の席上でも「超然内閣の出現は、遺憾千万だ。吾党は、一日も早く、政党内閣を実現すべく、努力する所あらねばならぬ」と強硬論を説き物議をかもしたという（『床次竹二郎伝』、昭和一四年四月二五日、同伝記刊行会発行、四〇六～四〇七頁）。
(19) 『東京朝日新聞』、大正五年十月十日付。
(20) 大正五年十月二一日付原敬宛菅原伝書簡、『原敬関係文書・第二巻』（一九八四年十月、日本放送出版協会、一二九頁）。
(21) 『原敬日記』、大正五年十二月二四日の条。
(22) 同右、大正五年十二月二六日の条。
(23) 「会報」（『政友』、第二百一号、大正六年一月五日、二三頁）。
(24) 原は、金銭援助を含め、党員の政府との個別交渉を警戒し、これを禁じた（『原敬日記』、大正六年一月二九、三十、三一日、二月九日の条）。なお、前掲・高橋論文（五十頁）の注④参照のこと。
(25) こうした原の警戒は選挙時に限らず寺内内閣期を通じて一貫していた。このことに関し『床次伝』は次のように記している。「原は、好意の中立ではあったが、党員が、寺内内閣に深入りして、党の統制を紊すかも知れないことを、深く警戒した。故に、幹部は、表看板通りに、厳正中立を保持し、裏面の工作は、原総裁自身が、野田卯太郎を相談相手として行った」（前掲・『床次伝』、四〇六頁）。
(26) 『原敬日記』、大正六年二月六日、四月三日の条。

第二章　好意的中立戦略を支えた原の政局観（II）

——寺内内閣不支持回避の理由——

次に、原が政友会をして寺内内閣反対の姿勢を明確にすることができなかった理由を考察する。この理由の第一点は、原が、当時衆議院第一党の地位にあり、政友会とは競合関係にあった憲政会の存在に無関心ではいられなかったということにある。原は、政友会が反政府姿勢を明確にすることは、憲政会との関係上、得策でないと考えた。以下、このことを憲政会の対寺内内閣姿勢に関し賛否各々の場合を想定して考察する。

最初に、政友会及び憲政会が共に反政府を標榜した場合を考えてみる。このように両党反政府の場合、両党提携しての倒閣要求の高揚が予想された。[1] もっとも、政友会と憲政会との関係は、前政権下の与野党対立の怨恨に加え、[2] 三党首会談が不調に終わった後でもあり、容易に提携を行なえる状況になかった。[3] しかしながら、仮に、倒閣気運が高揚し、これに抗しきれぬ両党が、提携・倒閣に成功したとしても、政友会はこの成功を積極的に歓迎できぬ事情があった。それは、倒閣運動は、優越政党である憲政会主導の下で行なわれ、倒閣後も政友会が憲政会の下風に立つことが予想されたからである。このような計算を原が行なっていたことは、彼が国民党提議の内閣不信任案に反対した理由にうかがうことができるが、この点は後述することにする。

次に、政友会が反政府を標榜しながら憲政会が親政府・政府与党となる場合を想定しても、これも政友会にとり得策でなかった。なぜならば、この場合、政友会は、大隈内閣期と同様、競合政党が政府与党となりながら自党は野党に甘んじ逆境に置かれることになるからであった。[4] しかも、憲政会が政府与党になる可能性は少ないながらも存在し、その少ない可能性に最も神経を尖らせていたのが原であった。例えば、原は、寺内大命降下の前後を通じて、平田東助による寺内・加藤高明の提携工作を警戒していた。[5] 原は、この提携工作の情報を岡崎邦輔と水野錬太郎より清浦奎

吾の内話として得た翌日、早速、組閣渦中にある後藤新平に電話で真偽のほどを正している。[6] これに対し後藤は、その形跡はあるがこれを防止すべく努力し、また大概防止し得ると答えたが、原の疑念は解消されなかった。二日後、原は、後藤の要求で行なわれた会談においても、再び平田による寺内・加藤の提携工作の状況を質し、その背後に山県有朋や大浦兼武がいることを後藤の話から確認する。[7] 同時に、原は、後藤に寺内内閣への政党からの入閣実現の可能性は少ないゆえ、徒労に終る政党への入閣交渉に時間を費やすことをやめ、早急に組閣するよう忠告した。[8] このように政党からの入閣を諦め組閣を急ぐべき理由として、原は、組閣に手間取り難産の謗りを受けることは得策でないから等としたが、かかる忠告の背景に寺内と同志会の提携に対する原の危惧が存したことを見落してはならない。つまり、寺内が政党への入閣交渉を行ない組閣に手間どることになれば、それだけ可能性は少ないながらもかかる提携工作を成功させるための機会と時間を提供することになるからである。こうした原の危惧は、彼がこの会談において組閣後の議会運営にまで言及し、政府が同志会と衝突する覚悟があるのなら来年を待つのは愚策であり今年衝突して解散するのが一方法であると進言していたことからもうかがえる。原は、政府が一刻も早く憲政会との敵対姿勢を明確にし、両者提携の余地がなくなることを希望していた。[9]

大正五年（一九一六）十月九日に組閣を完了した寺内内閣は、いずれの政党からも入閣者がなく、原の警戒した寺内と同志会との提携も実現しなかった。[10] ここにおいて、両者の提携に対する原の危惧は杞憂に終ることになる。しかしながら、憲政会が与党になる可能性のある政局の動きや情報に対する原の警戒は緩むことなく続けられた。例えば、原の警戒は、寺内が山県の希望する憲政会との提携を拒否したので寺内と山県との間に軋轢が生じ、[11] 山県が寺内の代りに平田を首班に据え平田と加藤の提携を策している、との政界情報に向けられた。[12] こうした情報を踏まえ、原は岡崎に宛てた書簡の中で「憲政党〔会〕態度少々不審に有之候。是れは先達中平田其他の関係より起り候事とも疑はれ候。御注意置奉願上候。」と記していた。[13] 同様に、この二日後付岡崎宛書簡においても原は、「先達も申上候通平田等

表面は決して同志会と云々他意なき事と弁疎致居る趣に御坐候へども、内実は如何可有之哉と存候。……急には迚も物に相成がたしと存候へども油断は難相成と存候。」と忠告した。[14] 原が時を置かず同趣旨の書簡を岡崎に送り警戒を促していることをみても、彼が憲政会が与党になりうる政局の動きに神経を尖らせていたことをうかがうことができる。

このように、寺内内閣組閣前は寺内・憲政会（当時同志会）の提携を、さらに組閣後は平田・憲政会の提携を警戒せざるをえない状況にあり、政友会が反政府姿勢を標榜することは、これらの提携実現への呼び水になる可能性もあった。したがって、政友会が早計に反政府姿勢を標榜することは、同党にとり得策でないと考えられた。

以上の如く、憲政会が寺内内閣に対し賛否いずれの姿勢をとるにせよ、政友会が反政府姿勢を採ることは、憲政会との関係を考える時、政友会に歓迎すべからざる政局の展開をもたらすことになるゆえ、原はこれを不可としたのであった。

さらに、原が政友会をして反政府を標榜することを不可とした理由を考える時、原及び政友会と元老との関係、とりわけ山県との関係をも注目しておく必要がある。周知の如く、元老山県は、官界、貴族院、枢密院、軍部等に自己の勢力を擁しながらも時代の流れとともに彼の政界に対する影響力は従前に比して低下していた。しかしながら、数少ない元老の中でも最も政治的影響力を持っていたのは山県であり、とりわけ次期首班決定には多大な影響力を有していた。原もこのことを熟知し山県を依然として内閣製造者であると考えていた。[15] ところが、この山県は、原の目指す政友会の党勢拡張を嫌悪し、[16] 原もまた根強い不信感を山県に対して抱いていた。[17] 政権を目指す原としては、かかる感情を抱きながらも、山県との関係改善に努力し、彼の理解を得る必要があった。こうした状況下、寺内内閣が成立した。しかも、この寺内内閣は山県を中心とする元老の推薦により成立したものであった。したがって、政友会がこの寺内内閣に対立姿勢を採ることは、原自ら内閣製造者と考える山県と対立することを意味した。これは、政権を目指す原としては多大のリスクを犯すことになり、たとえその結果政権を獲得しても円滑な政局運営は期待できなかっ

た。[18] 原は、かかるリスクを避けるためにも政友会をして寺内内閣反対の姿勢を標榜させず、むしろ元老・山県の理解を獲得する道を目指した。このことは、原が、大隈内閣及び同内閣与党であった人々が寺内大命降下に至る元老介入を批判しているとしながら、それに次のような反批判を加えた演説の一節からもうかがえる。すなわち、原は、元老の存在を排斥しようとも謳歌しようとも思っていないとしつつ、元老は素より国家に貢献した国家の元勲である、したがって天皇が必要とした場合、元老に御諮問するのは問題がない、また何れの立憲国に於ても国家の長老たる所の人に相談しても少しも怪しまない、とした。[19] このように原は、反政府姿勢を標榜せず、政界における元老の役割を拒むものでないとすら主張した。

以上、憲政会及び元老・山県との関係から、原が政友会をして寺内内閣反対の姿勢を標榜することを不可とした理由を明らかにしたが、この考察を通じて、原の選択した政友会の好意的中立戦略の方向性もより浮き彫りにされた。すなわち、政友会の好意的中立戦略は、一方において憲政会と対立しつつ、他方、現政権と元老には一定の距離を保ちながらも対立を避け好意的関係を築き自党を順境[20]に置くことを目指していた。さらに、この戦略を通じて原は、憲政会と現政権及び元老との対立・離間を促し、同党を逆境に追い込むことをも目指していた。たとえば、先述の原の演説は、政友会が元老及び現政権と対立する意志を持たぬのに反して、憲政会が彼等と敵対関係にあることを一般に印象づけていた。当然のことながら、原は、かかる演説を行うに際して、元老・山県や政府当局者を念頭においていた。このことは、たとえば、原が山県と会談した際、同趣旨の内容を山県に確認すべく、次のように語っていたことからも明らかである。すなわち、原は、憲政会員は寺内大命降下に至る元老の行動に関し批判を新聞紙上に展開しているが、政友会はこれに同調せず、むしろその批判の当らぬことを弁明し続けていると山県に説いた。[21] このように山県に説くことにより原は、自分と政友会に対する元老・山県の理解を獲得するとともに、憲政会と元老・山県、さらには寺内内閣との離間を図っていたのである。

(1) 政界周辺には、政友会と憲政会とを提携させて倒閣を目指す動きがあった。たとえば、小泉策太郎を通じて原の下に記者団より両党提携の打診がなされたが、原は、その動きの裏には憲政会の意向が存すると観測していた（『原敬日記』、大正五年十一月四、五日の条）。

(2) 原は、寺内内閣成立直後より大隈内閣の施政を批判することに熱心であったが（例えば、前掲・「大隈内閣更迭について」）、これは大隈内閣の与党・憲政会（当時同志会）批判をも意味した。原は、このことを第三八議会を前に開かれた政友会大会の演説において「当時大隈内閣を助けた所謂与党、即ち今の憲政会が内閣と共に其責任を負ふべきもので、殆ど憲政を云々致すなど叫ぶの資格のないものであります」と明確にしていた（『立憲政友会史・第四巻』〈大正一五年一一月一二日、立憲政友会史出版局〉三三四頁）。

(3) 『原敬日記』、大正五年十月十二日の条。また、原は、前述の記者団から持ち込まれた憲政会との提携の話しに対し、表面上は勘考すべしと答えながらも内心、これを馬鹿々々しき限りなりと一蹴していた（同上、大正五年十一月五日の条）。

(4) 北岡氏は、原が何よりも重視したのは、「多数」—望むらくは衆議院の明白な過半数—の獲得と、党を「順境」—すなわち政府との非敵対的ないしは友好的関係—におくことであったとしたが、この指摘は、寺内内閣期の政友会の戦略を考える場合も貴重な示唆を与える（北岡伸一「政党政治確立過程における立憲同志会・憲政会（上）」〈『立教法学』、一九八三年、第二一号〉一三六頁）。

(5) 『原敬日記』、大正五年十月三日の条。

(6) 同右、大正五年十月四日の条。

(7) 同右、大正五年十月六日の条。

(8) 同右。十月六日現在、組閣の議に参した後藤の覚書によれば、組閣は、挙国一致内閣を提唱する以上、閣員は各政党に求め、順序としてまず衆議院の多数党同志会より交渉を始める、としていた（前掲・『後藤新平・第三巻』、六一三～六一四頁）。後藤は、この会議の報告を兼ねて当夜、原と会談した。

(9) 両者の提携は、加藤から平田や寺内に、同志会を脱党した経歴をもつ後藤や仲小路を入閣させればこれを自党への挑戦と見なす、との趣旨が伝達されたことにより頓座した（加藤房蔵編『伯爵平田東助伝』〈昭和二年六月十日、平田伯伝記編纂事務所〉一五一頁。前掲・『後藤新平・第三巻』六一五～六一六頁）。

(10) 原の下に、平田による寺内・同志会の提携が断絶したとの内報が各方面より寄せられたのは、組閣成立の前日であった（『原敬日記』、大正五年十月八日の条）。

(11) 山県は、寺内が憲政会との提携を行なわず、むしろ両者対立の旗色を鮮明にしたことを「一は情勢の然らしむる所なるべしと雖、一は亦政策の余りに拙劣なるを思はざるを得ざるなり」と不満であった（伊藤隆編『大正初期山県有朋談話筆記／政界思出草』〈一九八一年一月、山川出版社、以下『山県談話』と略す〉一四一頁）。

(12) この政界情報を三浦梧楼から得た翌日、山本権兵衛と会談した原は、自らの政界予測として同趣旨の内容を談じた。このことからも、原のかかる政界情報に対する関心の高さをうかがうことができる（『原敬日記』、大正五年十月十二、十三日の条）。

(13) 大正五年十月二四日付岡崎邦輔宛原敬書簡（伊藤隆・酒田正敏『岡崎邦輔関係文書・解説と小伝』〈昭和六十年八月、自由民主党和歌山県支部連合会〉一六二頁）。また、岡崎は同日付の原宛書簡の中で、後藤との対談にて得た情報を半信半疑としながらも次のように伝えていた。「……只後藤と立談の節、同人之説ニ、中々油断なりかたし、其意味丈承知致居り候様ニと申居候。其意味とハ同志会との関係未た全く絶たるニあらず、其関係を深厚ニセしめんとするもの内外ニあり、自分ハ夫れを拒絶せんと勉め居候得とも、中々また安心と中場合ニハ参りかたしとの意味ニ了解仕候。」（大正五年十月二四日付原宛岡崎邦輔書簡、『原敬関係文書・第一巻』、一九八四年六月、日本放送出版協会、四〇一頁）。

(14) 前掲、『岡崎邦輔関係文書・解説と小伝』、一六二―一六三頁。及び同書「解説と小伝」、五五～五六頁参照。

(15) 『原敬日記』、大正七年四月十七日の条。

(16) 原は、三党鼎立を理想とする山県が政友会の党勢拡張を嫌悪していることを充分知っていた（たとえば、『原敬日記』、大正五年十月六日、十一月十一日の条）。また、山県の三党鼎立論に関しては、「山公政党談」、「山公政見」（高橋義雄『山公遺烈』、大正一四年、慶文堂書店、一三一、一三九―一四〇頁）及び同資料を用いて書かれた岡義武『山県有朋』（昭和三三年、岩波書店、一五六～一五九頁）を参照のこと。

(17) たとえば、原は、山県が寺内の後任に西園寺を考えているとの報に接しても、それは山県が西園寺に出馬の意志なきことを十分知っているからこその言質であると取り合わなかった（『原敬日記』、大正五年十一月二六日の条）。また、原は、総選挙に際し政府の選挙対策の委員長が後藤でなく田になった背後に山県の意向が存したことを知るが、これも山県の反政友会姿勢の表われとみる。つまり、山県は後藤を政友会に近いという理由で排斥し、政党操縦を妙計と考える点で自分と同意見の田を起用した、とする（『原敬日記』、大正六年四月二日の条）。

(18) 山本四郎編『寺内正毅内閣関係資料（上）』（昭和六十年三月、京都女子大学、以下『寺内資料（上）』と略す）の解題、十三頁参照のこと。

(19) 前掲、「大隈内閣更迭について」。

(20) 前掲(4)。
(21) 『原敬日記』、大正五年十一月十一日の条。

第三章　解散に向けての好意的中立戦略の展開

寺内内閣下における政友会の第一の課題は、同党が大隈内閣下の総選挙において失った議席を回復し、立憲同志会に奪われた衆議院第一党の座を、奪還することにあった。冒頭でも触れたごとく、政友会は創立以来、五回の総選挙すべてに衆議院第一党の地位を占め続けてきた。しかし、原が政友会総裁として初めて経験した大隈内閣下の総選挙は、政友会の惨敗に終わり、同党は衆議院第一党の座を立憲同志会に明け渡すとともに議会の主導権も失うことになった。それゆえ原は、寺内内閣が一日も早く解散・総選挙を行なうことを希望し(1)、好意的中立戦略により築くことができた政府当局者とのパイプを用いながら解散に消極的な政府にその実行を慫慂するのであった(2)。例えば、先述したように、後藤との会談において年内解散を勧説した原は、政府が貴族院や山県と政友会とが同論の還元問題をもって議会に臨めば、同志会は分裂か解散するしかないとし、同志会打破と解散に向けての具体的な議会戦術まで後藤に提言していた(3)。還元問題とは、日露戦争時に膨張した国債元金償還の基金として毎年度五千万円を一般会計予算に繰り入れることにしていたのを、大隈内閣がこれを三千万円に減額し浮いた二千万円を鉄道特別会計予算に貸与しようとし、紛糾した問題である(4)。結局、大隈内閣は、この施策を押し通すことに成功したが、原は政府が議会解散を実現する一方法として、この問題を再燃させることを提言したのである(5)。爾後、この還元問題をめぐる政府と政友会との折衝は、両者の妥協点を求めて繰り返された。

当初、原は大隈内閣が減債基金減額のために改正した減債基金法を最初の案に復旧することを考えていた。しかし、

これは貴族院の同意を得ることができず、[6] 同法案提出に消極的な政府側は、単に減債基金の金額だけの還元を行なうことを原に提言した。[7] これに対し原は、減債基金還元だけでは予算問題に留まり憲政会が賛成する可能性もあるゆえ、少なくとも一般会計から鉄道に貸与することを廃止する改正案を提出する必要がある、とした。[8] ちなみに、大隈内閣は、減債基金問題をめぐり、減債基金法の改正とともに、減額して浮いた一般会計の二千万円を鉄道会計へ貸与するため、それに必要な法案も成立させていた。[9] 原は、寺内内閣が減債基金法復旧のための改正法案提出が困難とみると、後者の法案を標的としこれを無効とする法案提出を政府に要求したのである。したがって、この原の進言も、現政権が還元問題をめぐり前政権の施政を否定し、前政権下与党であった憲政会（当時同志会）との対立から解散を導く方策の慫慂に変わりがなかった。結局、この還元問題をめぐる折衝は、政府側が法案提出にはあくまで難色を示したため、原はさらに譲歩し、少なくとも政友会が両法案を提出した場合、政府は前者に関しては考慮し後者に関しては同意する旨を表明することで妥協が成立した。[10]

以上の折衝を通じて、まず原の解散に向けての執念を読みとることができる。原は、この折衝を進める中、政府に十分の決心あらば如何様にしても解散になるものなりと語っていたが、[11] このように語る彼の解散への執念が政府に対する執拗なまでの具体的方策の進言として表われたのである。[12] さらに重要なことは、原が模索し政府に進言した方策は、政府と政友会との協調が得られ、なおかつ政府と憲政会との対立が歴然とし解散になることを目指していたことにある。勿論、これも解散後の総選挙を念頭においた政友会の好意的中立戦略の展開とみることができる。そもそも、明治憲法下の総選挙は一般に政権と政党との距離が選挙の結果を左右し、このことを痛切に感じていたのが、前回の総選挙に野党党首として惨敗を帰した原敬だったからである。[13] 以上のことは、原が今回、解散・総選挙が行なわれた場合、憲政会の得票は官吏や国民に同党が政権党になる可能性が少ないとみなされれば見なされるほど減少し、その分、政友会の議席増になると読んでいたことからもうかがうことができる。[14] つまり、憲政会が政府と衝突して解散に

なれば、同党は官吏や国民から政権に遠い政党との烙印をおされ、不利な条件下での選挙を強いられる。このことが、結果として、政友会に有利に働くことは言うまでもない。

さらに、このように政府と憲政会とが対立しての解散を希望する原は、現内閣が施政方針演説等において前政権の失政を列挙しながら批判することまで政府に進言していた。[15] 実際、寺内内閣はこの原の進言に応えるごとく、大隈内閣の外交政策を暗に批判し新聞の社説においても憲政会への挑戦と評される政府施政方針演説を行なった。[16] また、本野外相は同日開かれた衆議院の秘密会において、原が『日記』に、「大隈内閣外交の失敗は悉く暴露せられ、憲政会殆ど顔色なきに至れり、聞く者皆な痛快を感じ且つ大隈内閣は斯くまで失政をなしたるかに驚きたり」、と満足の意を記するほどの前政権批判を行なっていた。[17]

ところで、このように原が具体的方策まで進言し政府に解散を慫慂する中、立憲国民党より年明けの再会議会劈頭、超然内閣反対の政府不信任案を提出するゆえ賛同を求める打診が政友会になされた。しかし、原はこれに同調せず、その理由を政友会領袖会議の席上、次のように語っていた。第一に原は、政友会がこの政府不信任案に賛同しても議会において数に優る憲政会が賛同しなければ否決される可能性が大きいため、とした。事実、表(2)に示す如く、当時の憲政会は衆議院の単独過半数を獲得していたのである。第二に原は、政友会と憲政会ともに政府不信任案に賛同し解散となっても、政友会は選挙において憲政会と戦う口実を失い、再び憲政会を多数にする可能性があるため、とした。[18] このように語る原の脳裏に、前者の場合は、政友会—反政府、憲政会—親政府の政界構図が、後者の場合は、政友会が憲政会の下風に立つ政界構図が各々描かれていたことは言うまでもない。つまり原は、政友会が同案に賛同した場合、憲政会が賛否いずれを選択しても政友会に得策でないとの計算をしていた。原は、かか

表(2)　第38帝国議会召集日の衆議院各派所属議員数

憲政会	198
立憲政友会	111
公正会	36
立憲国民党	28
無所属	8
計	381

『議会制度七十年史　政党会派編』による。

る政府不信任案の提議に際しても、前章において紹介したと同様の計算から好意的中立戦略を維持し、党内硬派の反対をおさえ政友会を同案不賛成の方向に指導したのである。[19] 政友会はこの原の指導に従い、同案には同調せぬことに決し、その旨の覚書を国民党に手交した。政友会の賛同を得られなかった国民党は、憲政会に賛同を求めた結果受け容れられ、政府不信任案は国民党と憲政会との協同により議会に提出された。政府は原の要求通り同案採決の前に議会を解散する。[20]

（1） 解散・総選挙への希望は党内にも存した。たとえば、政友会幹事の秦豊助は、機関誌上において「断固として前内閣の非違を匡正し、干渉に依って出でたる官選議員の多数を占むる衆議院を解散して真正なる民間（ママ）を問ひ、誠意を以て内治外交の施設を為し千載一遇の今日に於いて国運発展の計画を行はんことを要す」と論じた（秦豊助「大なる哉犠牲」〈『政友』、第二百号、大正五年十二月五日、一八頁〉）。

（2） 原は、政府が解散に消極的である理由の一つに山県の反対があると観測していた（『原敬日記』、大正五年十一月二四日の条）。ちなみに、組閣当時、山県は政府の方から進んで同志会に敵対の態度をとるべきでないと寺内に忠告していた（前掲『山県談話』、一四一頁）。

（3） 『原敬日記』、大正五年十月六日の条。

（4） この政策は第三六議会に提出され実施されていたが、大隈内閣が大正五年度予算案にも踏襲しようとしたため第三七議会のとりわけ貴族院において紛糾した。なお、この点に関しては、季武嘉也「大正五年の大隈後継内閣問題」（『日本歴史』、一九八二年十月号、第四一三号）、高橋秀直「山県閥貴族院支配の展開と崩壊」（『日本史研究』、二六九号、一九八五年一月）参照のこと。

（5） 原は、寺内内閣成立当初の演説においても、敗政紊乱の端を開いた大隈内閣失政の一つとしてこの問題をとりあげ批判していた（「積累の秕政・刷政の急務」〈前掲・『原敬全集・下巻』、八四五～八四六頁〉）。

（6） 『原敬日記』、大正五年十一月十六日の条。

（7） 政府は、十一月二日の閣議において、鉄道の財源は一般会計借入の方法を改め、公債財源に移し、この減額により得た二千万円により減債基金を五千万円に復活することを決定していた（『田健治郎伝』〈昭和七年六月二五日、田健治郎伝記編纂会〉三一四～三一五頁）。

(8) 同右、大正五年十一月二四日の条。
(9) 『議会制度七十年史・帝国議会史・上巻』、八二頁。
(10) 『原敬日記』、大正六年一月九日、十二日の条。
(11) 同右、大正五年十一月九、十六日の条。
(12) 三宅雪嶺は、星亨と原敬との人物比較評を「星は特殊の人物にして謂ゆる押通るの綽名ありしが、原は表面に於て斯く傲岸ならず、礼譲を重んじ応対を慎み、裏面に於て一層執拗なる所なきに非ず」と論じたが、ここにも原の目標達成に向けての裏面での執拗なまでの働きかけをみることができる。(三宅『同時代史・第四巻』〈一九五二年三月、岩波書店〉四七七頁)。
(13) 高橋氏は、大隈内閣下の総選挙で政友会が敗れたことにより選挙における政友会常勝の通念は崩れ、与党の優位が印象づけられた、とする(前掲・高橋論文、四四～四五頁)。
(14) 『原敬日記』、大正五年十一月二六日の条。
(15) 同右、大正六年一月九日の条。
(16) 『東京朝日新聞』(大正六年一月二五日付)。また、原も、寺内は自分の意を十分諒したとして満足の意を表わしている(『原敬日記』、大正六年一月二三日の条)。
(17) 同右。
(18) 同右、大正五年十二月十五日の条。
(19) 党内には数は少ないながらも硬派が存在し、不信任案提出前夜まで除外例を求めていた(同右、大正六年一月二五日の条)。また、硬派の一人、杉田定一は、新聞紙上において、自分は国民党提出の不信任案に賛成しその貫徹に努めたが、幹部会の容るるところとはならなかった。これは大にして立憲政治の為、小にして我政友会の為に今尚遺憾禁ずる能はざるものあり、と談じていた(『東京日日新聞』、大正六年一月二一日付)。そもそも、この不信任案提議計画は、政友会硬派の松田源治が国民党に持ちかけたことを考えれば、杉田の談話は体面を保つ意味もあった。
(20) 党内に硬派を抱える関係から、原は政府に不信任案採決前の解散を要求していた(『原敬日記』、大正六年一月二五日の条)。

第四章　総選挙に向けての好意的中立戦略の展開

衆議院の解散に伴い、大正六年（一九一七）四月二十日に総選挙が実施されることになった。好意的中立戦略に立ちながら政府を解散・総選挙の道に導くことに成功した政友会は、憲政会打破という共通目的の下、政府との協調を保ちながらこの選挙を戦うことになる。[1] 選挙を念頭に置いて原がとりわけ政府に期待したことは、政友会からみて大隈内閣当時選挙干渉のため配置されたと考えられる地方官、つまり反政友系と目される地方官を更迭することであった。原は、内閣成立当初よりかかる地方官の更迭を要求し続けていた。[2] これも、好意的中立を維持しながら自党に有利な施策を政府から引き出すことを目的とした政友会の好意的中立戦略の具体的展開の一つと見做すことができる。

ところで、こうした寺内内閣による反政友系地方官の更迭と考えられる人事は、期間を総選挙当日までに限り対象を知事に絞るならば、議会解散を前後して少なくとも二度実施された。まず、議会解散前の大正六年一月十七日に実施された更迭についてみることにする。知事更迭の内容は、転任、休職等を含め七県に亘るものであった。このうち、とりわけ注目すべき更迭は、青森県知事小濱松次郎の休職及びそれに伴う川村竹治の同県知事への復帰と、山口県知事黒金泰義の休職であろう。小濱青森県知事は、大隈内閣により警視庁警察部長から同県知事に抜擢された経歴を有していた。青森県は、この小濱知事の下で前回の総選挙が実施されたが、同県政友会の戦績は、それまで独占していた六議席を半数の三議席に減らした。そもそも青森県は鹿児島県と並ぶ挙県一党、政友会の金城湯池であった。[3] しかし、その牙城が前回の総選挙において崩される結果となった。[4] このように、小濱は前述の経歴に加え、前回の総選挙に際し青森県において政友会が敗北した時の知事であった。また、小濱知事は、青森築港問題に関して県の多数党たる政友派の反感も受けていたという。[5] 寺内内閣は、かかる小濱知事を休職にし同県知事に川村竹治を就任させた。川村は、大隈内閣成立匆々原氏の直系ゆえ和歌山県知事を休職になった、[6] と評される経歴をもつ知事であった。つまり

青森県は、この知事の更迭により、前回は反政友系と目される知事の下で行なった総選挙を今回は政友系と目される知事の下で迎えることになった。川村青森県知事の最初の仕事は総選挙対策であり、彼は着任一ヵ月後郡長、警察署長の異動を行なっただけでなく、投票日直前、そのままでは自分にとって不利だという政友会候補の抗議で休職させられた警察署長まであったという。(7) ちなみに川村知事の下で行なわれた青森県における総選挙の結果は、政友会が六議席中五議席を占め、同党は前回総選挙の退勢を挽回することに成功した。

山口県知事を休職となった黒金泰義は、政友会を与党とし内相に原を抱える第一次山本内閣の時、郡馬県知事を休職となり、大隈内閣により大分県知事に復帰した経歴をもっている。政友会の機関紙と目されていた『中央新聞』は、この黒金を地方官中唯一の札付を以て許される男とみなし、大隈内閣による大分県知事就任も由来政友会全盛の地盤を切崩すべく黒金ならではと見込まれたためであったと評していた。(8) 事実、黒金に対する大分県政友会の批判は激しく、同党県支部は、「黒金知事着任以来、県官、郡長、郡書記、警察官に対し空前の大任免を行ひ、甚しきは町長米穀検査員迄も正義の士は悉く職を免ずるの有様にて、極力官権を濫用し、与党拡張に努め、地方自治に干渉し、官紀紊乱県政の破壊未だ嘗て其例を見ず」との内容を含む決議文を採択していた。(9) したがって前回の総選挙に際しても、政友会側より黒金は、石川県の熊谷知事とともに干渉知事の両大関と批判されていた。(10) ちなみに、大分県の前回総選挙における政友会の戦績は、定員六名中それまで確保してきた二議席を維持したものの、同党の大物政治家松田源治が落選し、前回トップ当選した元田肇が五位、残りの政友会候補も最下位当選というように不振であった。その後、大分県知事は、大隈内閣の下、黒金の山口県知事転任に伴い力石雄一郎が就任していたが、前述の寺内内閣の人事により大阪府警察部長であった新妻駒一郎が抜擢された。したがって、大分県においては前回、政友会から札付との評価を受けるほどの反政友系知事の下で行なわれた総選挙を、今回は寺内内閣により抜擢された知事の下で行なうことになった。ちなみに、政友会は大分県において定員六名中、上位三名の当選を果した。

次に、議会解散後の一月二九日に実施された知事の更迭についてみることにする。知事更迭の内容は、休職五名を含む八県の知事に亘るものであった。以下、かかる知事更迭に至る経緯を追ってみる。そもそも、後藤内相は、地方官更迭を部長以下に止め、知事に関しては二三の不心得者に戒飭を加えるが更迭は考えていなかった。したがって、後藤は、内務省の下局がまとめた三知事の更迭案に対してさえ物議をかもす可能性があるとし、寺内と協議の結果、寺内の同意を得た上でこれを見合わすことに一時決定していた。(11) しかし、こうした政府首脳の方針に強い不満を抱いていた原は、政友会よりも憲政会に親密な地方官を其儘にして選挙に臨むことは、政府の選挙における公平を不可能ならしめるとし、かかる地方官の更迭を直接後藤に、さらに野田卯太郎を通じて寺内にも要求していた。こうした背景の下、先述の三知事更迭見送りは水野内務次官の反対にも会い、後藤は再考をせまられることになる。水野の意を受けた後藤が再度寺内と協議のため会談すると、寺内は、二三名の知事更迭に限らず必要の者は此際断行して選挙干渉者を除くべしとの強硬論者に変わっていた。さらに、寺内の強硬論は、郡区長、警察署長、巡査の末に至るまで干渉に関係せし者の罷免転任を主張するまでになっていた。(12) この寺内の強硬論に基づき、増員しての更迭、つまり五知事の休職が実施された。原は、この寺内の変身を自分が野田をして寺内に忠告させた結果と観測しながら歓迎した。以上の経緯から明らかなように、五知事の休職は、地方官更迭とりわけ知事の更迭には消極的であった政府首脳が、原の要求に押される形で実施したものであった。このことからも、かかる地方官更迭が前回の総選挙に比し、総じて憲政会に不利となり政友会に有利な環境を作り出したことは想像に難くない。以下、休職五知事の各々の事例に関して、このことを裏づけることにする。

福井県知事を休職になった佐藤孝三郎は、大限内閣により宮城県内務部長から知事に抜擢された者である。この佐藤知事の下で実施された前回総選挙の福井県における政友会の戦績をみると、同党は市部で議席を失い、郡部でも三議席から二議席へと議席を減らし、しかも、その当選二名は定員四名のうちの三、四位の下位当選であった。佐藤は

かかる戦績に関して、福井県は従来政友会が優勢で、その力はほぼ七対三の割合であったのが、開票の結果、従前の地位を全く顛倒して政友三、同志会七の割合になったと回想する。[13] また、佐藤はこの選挙に際し、自分は態度としては専ら公平に期せしが大隈内閣には恩顧あるゆえ相当の努力をなしたとする。[14] 佐藤は相当の努力に関する具体的言及は避けているが、少なくともそれが、大隈内閣の与党立憲同志会に有利となる努力であり結果として野党であった政友会に不利となる努力であったことは言うまでもない。このことは、福井県における政友会の党勢退潮を「我歴史アル県地他党ニ蹂躙セラル々如何ニモ遺憾千万」[15] と当時慨嘆していた同県出身の政友会の長老杉田定一が、この選挙を「不自然の選挙」[16] と考えていたことからもうかがえる。つまり、佐藤知事は大隈内閣により抜擢され、政友会側から不自然とみなされる選挙を実施し福井県における政友会の党勢退潮を招いた政友会にとっては好ましからざる知事であった。したがって、佐藤知事の休職は、予て転任を希望していた政友会派が寺内内閣になり頻りに運動した結果と観測する新聞もあった。[17] この新聞の観測が的外れでないことは、江藤哲蔵政友会幹事長が、県下政友会の重鎮で県会議員・池田七郎兵衛に総選挙を前にして同党の必勝体制を依頼した際、次のように書いていたことからもある程度裏づけられる。すなわち、江藤は池田に、「貴県ハ大兄方年来の御熱誠ニより機関新聞起り支部組織成り県吏ハ更迭す戦闘準備ニ於て略遺憾なきニ近し」とした。[18] ちなみに、こうした県吏更迭に対する政友会側の評価は、佐藤の休職とともに福井県の後任知事として川島純幹が就任したことをも含むものでもあった。そもそも、川島は、その知事としての経歴だけを見ても政友系と見なすことができる人物であった。すなわち、川島が和歌山県理事官から滋賀県知事に抜擢されたのは、原が内相を務め政友会を与党とする第一次西園寺内閣の時であった。この滋賀県知事時代の川島が政友会の党勢拡張のため尽力したという逸話は、種々伝えられていた。[19] その後、川島は第三次桂内閣時に滋賀県知事を休職になったが、原が内相となり政友会を与党とする第一次山本内閣の成立により、鳥取県知事として復帰する。しかし、大隈内閣の成立とともに彼は再び同県知事を休職となった。以上の経歴ゆえに、福井県知事となった川島は、

政友会の勢力挽回には思い切った努力を惜しまぬであろうとの新聞評もなされた。[20] したがって福井県における知事更迭も、親憲政会系と目される知事から政友系と目される知事への人事とみることができる。

鳥取県知事を休職になった三松武夫は、大隈内閣により農商務省農務局農政課長から同県知事に栄進した経歴をもち、一般に大浦（兼武）系あるいは下岡（忠治）系と目されていた。[21] この三松知事の下で実施された前回総選挙の鳥取県における政友会の戦績をみると、同党は郡部において一議席を獲得しただけに留まり、現職の政友会公認候補二名が市部と郡部で各々落選し、定員四名中残りの三議席を立憲同志会及び大隈伯後援会系に、つまり反政友会陣営に占められることになった。以上のことからも三松は、政友会側からみれば好ましくない知事であった。このことは、前出の『中央新聞』が、彼の休職に関して次のように評したことからもうかがえる。すなわち、大浦、下岡等の直系である彼は、事毎に憲政会のために図ってきたゆえ、元来第一回の更迭の際、馘首されるべきだったが、現内閣が余りに遠慮しすぎたため延命した。総選挙が決定した今日も依然として在職すれば必ず大浦式訓練に依った干渉手段を弄するの嫌いあるを以て愈々断頭台に上げられたものであろう、とした。[22] また、休職を命ぜられた三松自身も、休職理由として農商務省から大浦内相時代に飛び出したから大浦系と睨まれたものではあるまいかとみていた。[23] 寺内内閣は、三松の後任として鳥取県知事には福岡県の内務部長であった佐竹義文を抜擢した。

千葉県知事を休職になった佐柳藤太は、第三次桂内閣の時、福岡県内務部長から滋賀県知事に抜擢された人物である。この佐柳知事の下で実施された前回総選挙の千葉県における政友会の戦績をみると、同党は前々回の総選挙で獲得した定員十名の過半数五議席を二議席に減らしていた。加うるに、前々回の総選挙では上位三名を占めていた政友会は、前回総選挙では七位と九位の下位当選に甘んじ、さらに、前々回の総選挙で二位当選を果した鵜沢総明が落選する番狂わせもあった。このため『中央新聞』は、大浦直系の佐柳知事は大浦の命を奉じて前回総選挙において随分思い切った干渉を敢てしたとした上、鵜沢の落選も彼が最後の一晩に部下を使嗾して氏の投票を千余票掠奪せしめた

結果であることは公然の事実であると評した。[24] すなわち、佐柳知事も政友会にとり好ましくない知事であった。この佐柳の後任として千葉県知事に就任したのは、島根県知事から栄転した折原巳一郎であった。ちなみに、この折原は、後に、原内閣の直系で中央との連係は密接であり県内政友派の首領志村清右衛門と結んで県会を操縦したとの評を受ける知事となった。[25]

富山県知事を休職になった木間瀬策三は、大隈内閣により大阪府内務部長から知事に抜擢された経歴をもつ人物である。もっとも木間瀬の富山県知事就任は、前回総選挙後の内閣改造に伴うものであったから、彼は知事として同選挙に直接関与したわけではない。したがって、彼の同県知事としての選挙との関わりは、総選挙ではなく、就任一ヵ月余後に実施された県会議員選挙に対するものである。富山県における県議会の勢力は、それまでわずかながらではあるが政友会が優勢を占めていた。しかし、木間瀬県知事の下で実施された県会議員選挙の結果は、同志会系が十八名、政友会系が十四名となり、県議会の勢力は逆転することになった。[26] こうした県議会勢力を背景とした木間瀬県政に関して、『中央新聞』は次のように評し、同県知事休職の理由を指摘している。すなわち、木間瀬は、憲政会の提案は是非の区別を問わず之を承諾遂行することに努めて居った為め県治は挙がらず県民の気受け頗る悪かった為め遂に馘首されたのである、とした。[27] 同紙がこのように評していることは、少なくとも木間瀬が政友会側から好ましくない知事とみられていたことがわかる。

秋田県知事を休職となった小島源三郎は、大隈内閣により兵庫県内務部長から同県知事に抜擢された経歴をもつ人物である。もっとも、この抜擢は、休職九ヵ月余前に実施されたものゆえ、前述の木間瀬同様、小島は同県知事として前回の総選挙に関係したわけでもないし、また木間瀬のように県会議員選挙に関係したわけでもない。しかしながら、『中央新聞』は、前述の木間瀬と同様、小島も大隈内閣当時抜擢されたことを徳としてか、同地方においても憲政会が優勢であるのを幸いとし地方有志と結託して随分偏頗な行動があったとのことである、と評していた。[28] 確かに、

この評の中でも触れられている如く、小島の下で実施されたのではないが秋田県における前回総選挙、及び県会議員選挙の結果をみると、政友会の党勢退潮は明らかである。[29] したがって、政友会は、今回の総選挙で秋田県における党勢挽回を期待していた。小島が休職となり、その後任として大隈内閣下奈良県知事休職の経歴をもち政友系と目されていた川口彦治が就任したことは、寺内内閣がかかる政友会の希望を知事更迭に反映させたとみることができ、少なくとも政友会陣営からはそのようにみられた。[30] また、このことは、憲政会系の地元紙がかかる知事更迭を、公平にして県民を愛撫し政党の色彩なき前知事を休職とし、之に代うるに社会十指の確認する政党色彩の濃厚たる現知事を以てする、[31] と批判し、本県が憲政会の雄鎮なるに付ても矢張り選挙準備、つまり干渉の前提ではなかろうか、[32] と警戒したことからもわかる。さらに同紙は、川口知事就任に伴う県下官界の動揺を、各郡役所及び警察界にありても何時如何なる罷免等の発表を見るべきやと不安の念を抱き手に物付かぬ、と報じていた。[33] こうした同紙の警戒や報道をみても、秋田県におけるかかる知事更迭が、総選挙を前にした県下の憲政会に不利に、かつまた政友会に有利な条件となったことは想像に難くない。ちなみに川口知事の下で行なわれた秋田県における総選挙の結果は、前回の総選挙において市部郡部通じて定員七名中一議席しか確保できなかった政友会が四議席と議席を伸し、逆に前回の総選挙において五議席を獲得した憲政会（当時同志会）は三議席と議席を減らした。

以上、議会解散を前後して二度実施された地方官更迭の内容を休職知事を中心に検討してみると、それは総じて前回の総選挙において政友会が敗北した選挙区の反政友系と目される知事を休職にし、後任には政友系と目されるか、あるいは新任の知事を抜擢していたことがわかる。つまり、当該選挙区においては、総選挙を前にして少なくとも前回に比し憲政会に不利となり政友会に有利な環境が形成されたといえる。[34] もっとも、かかる地方官更迭は、予想されていたより小規模との評もあり、[35] 原もこれに満足したわけではなかった。したがって、その後も原は、大隈内閣が選挙のために配置した大小官更の更迭を政府当局者に要求し、罷免が無理ならばせめて転任させる必要があることを再

三説いた。[36] しかしながら、総選挙当日まで原が希望するような地方官更迭は実施されず、選挙後、原は寺内首相と会談した際、政府が地方官更迭を大いに行なわなかったので選挙において二股主義をとる者多く政府の訓令が徹底せずに厄介であった、とその不満をぶつけていた。[37]

このように、原の希望を必ずしも満足させる規模の地方官更迭ではなかったが、選挙を前に政府の姿勢を明らかにしたかかる更迭が、当事者以外の大小地方官吏に暗黙裡に与えた影響を考えれば、原の不満を額面通り受けとるわけにはいかない。つまり、更迭当事者以外の地方官も一般に、栄進や自己保身のため、政府の姿勢を斟酌し、これに沿う選挙対策を実施したと考えられるからである。例えば広島県知事馬淵鋭太郎は、広島市における選挙の取締りとして当初、憲政会候補早速整爾派の運動員百六十名に対し百十五名の尾行巡査を配したのに比し、政友会候補串本康三派の運動員百二十名に対しては九名の尾行巡査しか配しなかったことを寺内首相に報告している。[38] ちなみに尾行巡査の任務は、運動員に一日中追随してその言動を監視することにあった。こうした選挙の取り締まりが憲政会に不利となり政友会に有利となることは言うまでもない。

さらに、選挙を前にして開かれた地方官会議における寺内首相と後藤内相の訓示も、前述の更迭同様、地方官に与えた影響を考える上で看過できない。そもそも原は、寺内が地方官更迭の強硬論者に変身したことを聞いた後藤との会談の際に、かかる政府の姿勢を地方官会議においても訓示することを後藤に要求していた。[39] したがって両者の訓示も、その背景に原の要求が存し、さらにはその原の要求を少なからずも反映させたとみることができる。まず寺内の訓示は、憲政会を暗に指しながら同党を胸中一片国家を憂うるの誠意を存せず唯政権争奪を是れ事とすると批判し、衆議院解散は議院の粛清を企図して実施したとの内容を含んでいた。[40] そして、この寺内の訓示以上、憲政会に対し挑戦的内容を有していたのが後藤内相の訓示であった。以下、同訓示の内容の要諦を紹介しながらそのことを裏づけることにする。

訓示は冒頭、解散の理由を説き、解散は不自然に成立した多数党と不自然に減少した少数党が衆議院に存するため立憲政治の運用が困難ゆえ実施された、とする。[41] ここで不自然に成立した多数党が憲政会を指し、不自然に減少した少数党が政友会を指すことはいうまでもなく、このことは続いてこの訓示が次のように一方において憲政会を名指しで批判し、他方、政友会を高く評価していることからも一層明確になる。すなわち、寺内内閣を国民に立脚しない超然内閣、非立憲内閣であると批判する憲政会は、桂公が創設した立憲同志会の宣言綱領を無視する奇観を呈し、尚且自から悟らず益々其非を遂げんとせり、と同党の姿勢を批判する。これに対し、政友会の寺内内閣に対する姿勢は、伊藤公の同党創設当初の精神を格守して、一に節制を重んじ、是を是とし、非を非とし寧ろ著実公平なる態度に出で以て其主張一貫す、とこれを高く評価した。ことほどさように、この訓示は憲政会に攻撃的で政友会に好意的なものであった。さらに訓示は、憲政会を指す「不自然なる政党」の文言を再々用い同党を批判しつつ、選挙を控えての地方官の処すべき方針を説いた。以下、「不自然なる政党」を憲政会に読みかえてまとめると次のようになる。すなわち、憲政会は中傷、誣言を放ち国民を煽動し多数党の勢力を恃んで政界を混毒し、謬れる党派政治の観念を鼓吹したので、現内閣はその主旨とする所を国民に遍く徹底することが容易でない。したがって、我地方長官各位の使命は、此の如き流弊の在る所を観破し種々なる誣言中傷の為に人心の誤らるることがないよう、健全なる民意の壅塞掩蔽せらる事がないよう努めることにある、とした。また、解散・総選挙に関しては、絵を描くには先ず絹に於ける汚点を払拭し去るにあらざれば之に著手することを得ざるが、其の汚点を洗滌するに勉める準備の時代に於て憲政会が数に頼んで非理な行動を行なったのでやむえずこれを行なうことにした。一般識者同様、現内閣は党争を事とするの非なることとし、至誠事に当り忠実なる国民の意思と穏健なる政党の所見とを尊重し以て国家の大計を策せんとす。地方長官各位に於ても現内閣の方針の存する所を諒とし、最善の努力を竭されんことを望む。随て各位の統督に属する下僚に於ても亦此の意を体し、此等の趣旨を遍く徹底せしむるに勉むべきは当然の職務たるべしと信ず、とした。

以上の如く、後藤内相の訓示は、寺内首相の訓示以上に憲政会批判の強いものだった。当然のことながら、首相及び内相のかかる訓示に対して憲政会は、選挙干渉を地方官に暗示、奨励するものとし、強く反発した。[42] 勿論、両訓示の中には、選挙に際しての厳正公平な取り締りを行なう旨が述べられていたが、それは訓示の基調に照らせば木に竹をつぐ観を免れなかった。とりわけ、選挙取り締りの最高統括者である内相が、前述の内容の訓示を各県における選挙取り締りの統括者である地方長官を前にして行なった影響は少なくなかったと考えられる。例えば当時広島県の警察部長の職にありながら後藤内相の訓示を聞いた本間利雄[43]は次のように回想する。

そういうふうに聞くと（後藤の訓示――筆者注）、これはおもしろいと考えて、それでは今度といった具合に自然やはり干渉というやうなことになるのでしょうね。それで大体自分の経験によると、選挙をやるときは先づ候補者を研究して、そのうちでこれとこれは当選するだろう、これはどうもちょっと当選しない方がいいというような表を作る。そうして大体経験によるとみなその通りいくのですね。言わば議員製造とでもいう気分だった。それは下の者が上の心を忖度してやるのかしらないが、自分は別に干渉しろと言わないが適当に行なわれうまくいくようなことが多かった。[44]

この本間の回想からも、後藤の訓示が総選挙に際して憲政会に不利となり政友会に有利となる環境づくりに少なからず寄与したことの一端をうかがうことができる。[45] そして、こうした環境づくりに寄与した訓示が、原の要求に応える如く行なわれたことに注目しておく必要がある。勿論、後藤がかかる訓示を行なうに至る背景として、原の要求もさることながら、従前よりの後藤と立憲同志会との感情的な対立も見逃すことはできない。[46] しかしながら、少なくとも、政友会が反政府姿勢を明確にし政府とのパイプを欠いていたならば、総選挙を前にして同党に有利となる如上の訓示を政府に要求することも、ましてや政府から引き出すことも不可能であったことは事実である。

以上のことより、寺内内閣をして如上の訓示をなさしめたことは、前述の地方官更迭と同様、政友会の好意的中立戦略の具体的成果とみることができる。つまり、寺内内閣に対して好意的中立を保つ政友会は、総選挙を戦うに際し

て自党にとり有利な環境づくりを政府に慫慂し、充分満足のいくものではないにせよその実現に成功したのである。

（1）原は、解散直後、総選挙に臨む政友会代議士会の演説において「露骨に申せば憲政の発達を計り国運の隆盛を期するには憲政会を打破するより急なる者はありませぬ」とし、憲政会打破を明確にしていた（「第三八議会解散に就て」〈前掲・『原敬全集・下巻』、八六〇頁〉）。これに対し、政府側も内閣書記官長、児玉秀雄署名の「極秘　選挙ニ関スル件」と題する文書において、「一、選挙ノ目的ハ憲政会ノ全滅ヲ期スルニ在リ。」とし、憲政会打破を非公式ながらも明確にしていた（前掲・『寺内資料（上）』、六〇九頁）。また、後藤内相の「総選挙に関スル要件」と題する手記の一項目に、「前項の目的（次期議会にて政府支持議員を過半数以上獲得すること―筆者注）ヲ達スル為メ、政策上ニ於テ政友会ト一致ノ諒解ヲ為シ、選挙上に於テ間接ニ政友会ヲ援助シ、同会員百四五十名ヲ当選セシムヘク努力セシムルヲ要ス」と記し、政友会への援助を含む協調の意を明らかにしていた（前掲・『後藤新平・第三巻』、七四四頁）。

（2）原は、後藤内相に直接、地方官更迭の要求を告げるだけでなく、水野や三浦等を通じても政府にその旨を伝える努力を繰り返していた（『原敬日記』、大正五年十一月二六日、十二月二一日、大正六年一月九日の条）。ちなみに、後藤内相の側近であった臼井哲夫は、内閣組閣二日後付の後藤に宛てた秘密文書において、新に知事任命の場合、原の好意を利導する必要ありとし、原意中の候補者数名を把握していると報告していた（水沢市立後藤新平記念館編刊『後藤新平文書』〔マイクロフィルム、一九八〇年〕所収）。

（3）青森県は、明治四四年の政国合同により、当時原敬や床次をして「南に鹿児島あり北に青森あり」と豪語せしめたというほど、政友会全盛の地であった（朝日新聞通信部編『県政物語』〈昭和三年二月、世界社〉一七三頁）。

（4）青森県の大隈内閣下の総選挙における政友会の敗北を「かつて挙県一党としての鹿児島県とともに政界に権威をほしいままにせし、わが青森県政友会も、世上盛衰の運にもれず分裂して一方は同志会となり、勢力殆ど政友会の堅を摩せんとし、残れる政友会中に於ても脱党者相次ぎ（中略）幹部の狼狽一方ならざるものあり（後略）」（長谷川竹南「続竹南文集」）と評する人もあった（『青森県政治史（3）・大正・昭和初期編』〈昭和五五年二月、東奥日報社事業局出版部〉二〇三～二〇四頁）。

（5）『東京朝日新聞』、大正六年一月十八日付。

（6）『東京日日新聞』、大正六年一月十八日付。

（7）前掲・『青森県政治史（3）』、二〇四頁。

（8）蘇北「一日一人　馘首された黒金泰義」（『中央新聞』、大正六年一月二一日付夕刊）。なお、『中央新聞』は、社長・吉植庄

一郎、相談役に原敬、高橋是清、山本達雄、元田肇、大岡育造、杉田定一の政友会幹部を抱えていた（大正六年一月一日現在）。

(9) 『大分県政党史』（大正一五年四月、豊州新報社東京支局）、五七四～五七七頁。

(10) 『中央新聞』、大正四年三月七日付夕刊。

(11) 『原敬日記』、大正六年一月二九日の条。

(12) 同右。

(13) 佐藤孝三郎『高岳自叙伝』（昭和三八年一月、佐藤達夫発行）一五九～一六〇頁。

(14) 同右。

(15) 小泉教太郎宛杉田定一書簡（大正五年十月二四日付）〔『福井県史、資料編11、近現代二』（昭和六十年三月、福井県編集発行）所収、一七〇頁〕。なお、小泉は杉田の腹心として県政界における指導的存在であった（同上書、解説、一五頁）。

(16) 杉田定一書簡（大正六年三月六日）、〔同右、一七一～一七二頁〕。

(17) 『大阪朝日新聞（北陸版）』、大正六年一月三十日付。

(18) 池田七郎兵衛宛江藤哲蔵書簡（大正六年二月初二付）〔前掲・『福井県史』、一六七頁〕。

(19) 例えば、滋賀県知事時代の川島を「衆議院議員や県会議員の選挙のある度毎に県庁や各警察署を政友会の事務所然とせしめて平気なものだ、県内に蜘蛛の巣のやうに張り廻した警察電話も政友候補の為には自由自在に使した」と評する新聞もあった（『大阪朝日新聞（北陸版）』、大正六年一月三一日付）。

(20) 「地方官更迭評」（『時事新報』、大正六年一月三十日付）。

(21) 「地方長官更迭評」（『東京日日新聞』、大正六年一月三十日付）。

(22) 「地方官評判記」（『中央新聞』、大正六年一月三十日付）。

(23) 「三松鳥取県知事談」（『大阪朝日新聞（山陰版）』、大正六年二月五日付）。

(24) 前掲・(21)

(25) 『千葉県議会史・第三巻』（昭和五二年二月、千葉県議会発行）二八頁。

(26) 『富山県政史・第五巻（甲）』（昭和一九年五月、富山県発行）一八〇頁。

(27) 前掲・(21)

(28) 同右。

(29) 大隈内閣下の総選挙において秋田県政友会は、前回総選挙（第十一回）において郡部定員六名中三名を獲得していた議席

を榊田清兵衛一名に減らしていた。また、大隈内閣下の秋田県県会議員選挙においても、政友会は与党の座を同志会に奪われた（『秋田県政史・下巻』〈昭和三一年三月、秋田県議会〉五五二頁）。

(30) 川口秋田県知事就任は、『中央新聞』において、「憲政会全盛の秋田に差し向けられたのは従来の党弊を打破する上に於て将た又県治の刷新を為す上に於て適当であろう」と評された（前掲・「地方官評判記」）。

(31) 『秋田魁新報』、大正六年一月三一日付。

(32) 同右、大正六年一月三一日付。

(33) 同右、大正六年二月二六日付。

(34) 「今回の更迭に依り更に一層政府と政友会の因縁が深くなりたると同時に排憲政会の色彩漸く濃厚となりたるは争ふべからず」と評された（前掲・「地方長官更迭評」）。

(35) 「地方官の更迭事情」（『東京朝日新聞』、大正六年一月三十日付）。

(36) 『原敬日記』、大正六年二月四、六、九日、三月一、四日の条。

(37) 同右、大正六年五月二七日の条。

(38) 寺内正毅宛馬淵鋭太郎書簡（大正六年九月九日付）〔国立国会図書館憲政資料室蔵、『広島県史・近代2』（昭和五六年三月、広島県編集発行）所収、三九頁〕。

(39) 『原敬日記』、大正六年一月二九日の条。

(40) 「首相及内相の訓示」（『政友』、第二〇四号、大正六年三月五日、一七～一八頁）。

(41) 同右、一八～二三頁。

(42) 浜口総務談「頑迷不霊の極」（『東京朝日新聞』、大正六年二月十一日付）。また、憲政会は両訓示に対して、「辯妄」と題する反論文を公式に発表した。これは、寺内首相の訓示に対する反論を骨子としており、寺内訓示は「殆んど選挙干渉奨励とも目すべき言説を敢てした」との批判を見い出すことができる。また、後藤内相の訓示に対しては、末尾において「無責任不謹慎妄誕無稽曲説誣言を以て塡充し、天下亦た啞然たるものあり、別に辯駁を費すの要を見ず」と一蹴したが、この短い批判の文言の中にも憲政会の強い反発を見い出すことができる（「憲政会の辯駁書」〈『政友』、第二〇四号、大正六年三月五日、二三～二五頁〉）。これに対し、政友会は両訓示を欲迎したが、これは例えば機関誌が後藤内相の訓示を「憲政会を評隲し得て餘蘊なく痛快極まれ」と評したことにみることができる（『政友』、第二〇三号、大正六年二月二十日、一四頁）。

(43) 本間は、大正六年一月九日付で、愛媛県警察部長より広島県警察部長に転任したばかりであった（『官報』、第一三二九号、

大正六年一月十日)。

(44) 「座談会　往時の地方官生活を語る」(『大霞』、第九号、昭和三五年四月一日、三二～三三頁)。

(45) 当時、内務書記官・警保局警務課長であった長岡隆一郎は「選挙戦の最中に、大臣の訓令を地方長官が如何なる程度まで徹底せしめたりやを調査する為、各局の書記官参事官は殆ど全部動員されて全国に出張を命ぜられた。神社土木衛生等選挙に全く関係のない課長連としては定めて迷惑千万の事であったろうと思ふ」と回想する(長岡『官僚二十五年』〈昭和一四年二月、中央公論社〉八八頁)。

(46) 第二章の注(9)参照。

結　語

以上の如く本稿は、寺内内閣成立に際し、原が好意的中立戦略をたて同戦略に基づき政友会を指導したことを明らかにした。そもそも、この戦略の根底には、政権政党を目指す原の政局に対するしたたかな計算と展望が存した。すなわち原は、大正デモクラシー下、非立憲との批判を浴びつつ成立し短命が予想される寺内内閣を政友会が明確に支持することは不得策であるが、同時に同党が反政府姿勢を明確にすることをも不得策と計算した。まず、政友会が反政府を標榜することは、憲政会の下風に立つ倒閣運動への参加を余儀なくされたり、自党を逆境に陥らせる政府・憲政会提携の呼び水になる危険が存在した。さらに、政友会が反政府姿勢を明確にすれば政府や背後に控える元老・山県との無用な摩擦を生むことになる。これらはいずれも衆議院第一党の座を憲政会より奪還し次期政権への地歩を築くことを目指す政友会にとり不得策と考えられた。こうした政局への計算と展望から原は、現政権への賛否を明確にせぬものの好意的関係は保ちながら政友会に有利な施策を政府から引き出すことを目指した。これが好意的中立戦略を支えた原の政局観と同戦略の概要であった。

ところで、寺内内閣成立後の政友会最大の課題は、先述した如く憲政会に奪われている衆議院第一党の座の奪還にあった。したがって、政友会が政府に最も望む施策も、解散の早期実施にあった。好意的中立戦略にたつ原・政友会は、同戦略により確保した政府とのパイプを巧みに用いながら、政府と憲政会との離間を計りつつ政府に解散を再々慫慂した結果、政府と憲政会対立しての解散・総選挙の実現に成功する。さらに原・政友会は、地方官更迭や地方長官会議における政府首脳の訓示にみた如く、総選挙を戦うに際して自党に有利な環境づくりをも政府に再々慫慂し、その実現に一定の成果を納めた。勿論、原の希望する年内解散や、原の満足する規模の地方官更迭は実施されなかったように原・政友会は、望むままの施策を政府から引き出すことに成功したわけではない。このことは、寺内内閣が総選挙に際し、原・政友会の再々の牽制にもかかわらず、国民党への援助[1]や三党鼎立を理想とする山県の意を受けた中立議員擁立の動きを完全に断念しなかった事実等にもみることができる[2]。しかしながら、組閣から総選挙までの政局全体の流れをみる時、こうした事実以上に重要なことは、寺内内閣が原・政友会の要求や牽制を完全に無視することができず、すべてではないにせよこれを受け容れ譲歩したことである。例えば、中立議員擁立にしても、原の強硬な抗議を受けた寺内内閣は[3]、政友会との間で候補者調整のための会合を設け連日の如く協議を重ね[4]た。憲政会打破の共通目的をもち、総選挙後の政局運営を考えた時、政友会の協力が不可欠な寺内内閣としては、同党の意向を無視し不必要な摩擦を招く施策を強行することはできなかった。その結果、少なくとも前回の総選挙に比し、政友会ははるかに有利な環境の下で選挙戦を戦うことができた。これに対し、憲政会は、政府と政友会両者の攻撃を受けるという不利な環境の下での選挙戦を余儀なくされた。

総選挙の結果、政友会は解散前の一一一議席から五四議席を伸ばし一六五議席を獲得したのに対し、憲政会は解散前の一九七議席から一二一議席へと七六議席も減らす大敗を喫した[5]。原・政友会は、寺内内閣成立後、好意的中立戦略を展開することにより、次期政権への地歩ともなる衆議院第一党の座を憲政会から奪還することに成功したのである。

(1) 原・政友会が政府による国民党援助を警戒し牽制したことは『原敬日記』(大正六年一月二九、三一日、二月四、十日、三月六、二九日の条)参照のこと。しかし、三月六日の条に記された情報にもある如く、政府は国民党との関係改善を望み、同党援助の意志を捨てていなかった。また、政府当局者による国民党への援助の例としては、田が愛媛県の国民党候補村松恒一郎に千円をひそかに渡していたことをあげることができる(『田健治郎日記』、大正六年四月十五日の条〔国立国会図書館憲政資料室蔵〕〈前掲『寺内資料(上)』所収、五六五~五六六頁〉)。

(2) 原・政友会の政府による中立議員擁立に対する警戒及び牽制は『原敬日記』(大正六年一月九、二九、三一日、二月四、六、八、九、一九、二三、二五、二七日、三月一、四、八、一八日、四月六、一三日の条等)に解散前から総選挙当日まで連日の如く見い出すことができる。

(3) とりわけ、大正六年三月一日の原・田会談における原の政府の対応に対する批判が強硬であったことは、当日の『田健治郎日記』、『原敬日記』の記述を通じてうかがうことができる。また、この問題をめぐり原に何度も呼びつけられた児玉内閣書記官長(当時)は、初めて原の怒った顔を見たといって驚いていたという(前田蓮山『原敬伝・下巻』〈昭和十八年三月、高山書院〉三〇六~七頁)。

(4) 三月一日の原・田会談以降、両者の協議が重ねられ、政友会からは幹事長の江藤が主に参加した。ちなみに、『田健治郎日記』にみる江藤参加の政府間協議は、大正六年三月三、六、九、十三、十七、二一、二六、三一日、四月二、五、八、十一、十三、十六、十九日(江藤不参加)に開かれた(前掲『寺内資料(上)』、五四一~五六七頁)。

(5) 原は、この選挙において憲政会を打破せんと欲したる目的は達したとした上で、政友会の戦績を余の胸算よりすれば中と評した(『原敬日記』、大正六年四月二二日の条)。